

# 国民年金 からのお知らせ



## 国民年金保険料の納付が困難な場合は ご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

平成26年4月から法律改正され、申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できるようになりました。

### ① 保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

### ② 若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

### ③ 学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承

認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

平成26年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成27年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。）

\*申請の手続きには、年金手帳・印鑑（スタンプ式以外）をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証をあわせてお持ちください。

### ◆ 問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課  
077-567-2220  
住民課 保険年金担当  
6571

## みんなで支え合う

# 国民健康保険



## 整骨院や接骨院(柔道 整復師)のかり方

整骨院や接骨院では「柔道整復師」という資格を持つ方が施術をされます。柔道整復師は医師ではないため、病院や診療所での治療と同様に健康保険が使えるわけではありません。

整骨院や接骨院で被保険者証(国保)を使う場合は、一定の条件があります。被保険者証が使えない場合は、全額自己負担となりますので、十分な注意が必要で

### ● 被保険者証が「使える」場合

骨折・脱臼の応急手当(それ以外は医師の同意が必要)、打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)の施術のとき。  
骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

### ※ 次のような施術は対象外です

疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労、スポーツなどによる肉体的疲労改善、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等によるコリや痛み、脳疾患後遺症等の慢性病、仕事や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)等

### ● 施術をつけるときの注意

① 負傷原因を正確に伝えましょう。  
整骨院や接骨院で施術(治療)を受けるときは、負傷の原因を正確にきちんと言えましょう。

なお、交通事故による施術(治療)の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。

② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。  
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう。  
整骨院などで施術を受ける場合、療養費支給申請書へ署名しなければなりません。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。

④ 領収証は必ずもらいましょう。  
領収証は必ずもらって、保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

● 施術内容についてお尋ねすることがあります。  
施術日や施術内容について、町から確認させていただく場合があります。整骨院や接骨院(柔道整復師)へかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収証等を保管しておいてください。

### ◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
6571